

# 平成23年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 平成23年3月10日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 佐藤 昭  
同職務代理 面田 博子  
委員 松本 實  
委員 遠藤 勝男  
委員 秋本 則子  
教育長 山崎 喜久雄

## 議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	吉田 義仁
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	木佐森 茂
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	平沢 安正	・地域教育課長	今關総一郎
・生涯学習課長	宮地 智弘	・生涯スポーツ課長	柴田 賢司
・中央図書館長	梅田 義郎		

## 書 記

・企画係長 平井 大介

開会宣言 委員長 佐藤 昭 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 佐藤 昭 委員 面田 博子 委員 山崎 喜久雄

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

○全員 おはようございます。

○委員長 ただいまから、平成23年教育委員会第3回定例会を開催いたします。

初めに、本日の会議録の署名は、私に加え、面田委員と山崎教育長によろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

庶務課長。

○庶務課長 江田統括指導主事でございますが、本日、公務のため欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議案等に入ります。

議案第10号「小中一貫教育校『新小岩学園』の開校についての一部変更について」を上程いたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 議案第10号「小中一貫教育校『新小岩学園』の開校についての一部変更について」でございます。

提案理由につきましては、小中一貫教育校の管理運営について変更する必要があるので、本案を提出するものでございます。

小中一貫教育校「新小岩学園」の開校についての一部を下記のとおり変更いたします。

変更内容は、小中一貫教育校の管理運営についてでございます。変更前は、まず一つとして、「小中一貫教育校の校長は、1名とし、小学校校長及び中学校校長を兼務する」、2としまして、「小中一貫教育校の副校長は、3名とし、小学校副校長及び中学校副校長を兼務する」。変更後でございますが、一つは、「小中一貫教育校に学園長及び副学園長を置く」、2といたしまして、「小中一貫教育校の管理運営に関する方針を審議し、決定するために、学園長、副学園長並びに松上小学校及び新小岩中学校の副校長で構成する学園経営会議を置く」でございます。

小中一貫教育校「新小岩学園」の管理運営につきましては、1人の校長の強いリーダーシップのもとに行うのではなく、小中学校が一体となって組織的に推進するというので、このように変更するものでございます。

詳しい内容につきましては、庶務報告にあります「『新小岩学園』の開校について」でうたっておりますので、そこで詳しく説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの教育計画推進担当課長のご説明に何か質問等ございますでしょうか。

面田委員。

○**面田委員** このところは、やはり「校長」ではなくて「学園長」と言うほうがふさわしいなど改めて思いました。それで、組織的に経営するための学園経営会議というものは、小中一貫校というのにふさわしい運営の仕方だなというふうに思いました。よいと思いました。

○**委員長** ほかにございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 実は、小学校、中学校でも同じなのですが、職員会議の持ち方ということがよく話題になって、では、職員会議の位置づけというのはどういうことなのか。私たちも現場にいたときには、職員会議というのは校長の諮問機関であるという位置づけでやってきました。ところが、そのうち、いろいろな学校で案件をやるときに議決をして挙手でやるという職員会議が大分出てきました。そのときに多数決でやって、そして決まったものをこの校長が執行するというようなことになってきたのですが、それがいろいろな学校の混乱のもとになってきたということがこれまでありました。

私も現場にいたときはいろいろなことがありまして、この案をもらったときに、そういうふうにならなければいいなど。特に学園長の強力なリーダーシップではなくて、合議体であるというようなことが、果たして今申し上げましたような懸念にならないかどうかということがあるのですが、そういう点はいかがでしょうか。

○**委員長** 指導室長。

○**指導室長** 私も現場にいたときは、多数決で、校長先生、教頭先生、私だけが賛成で、あとは反対というようなことも体験したことがございました。それが、都教委も含めてですけれども、職員会議の位置づけが明確に示されて以降は、校長先生の決定ということで本区においても円滑に適正に職員会議の運営が進められているというふうに思っています。また、主幹制度、主任教諭制度の導入に伴いまして、さらにそれが組織力として評価されているというふうに思っています。今回の「新小岩学園」の合議体というところも、資料のほうにありますように、決定を進めていくという中では、組織として検討していくという中では、学園長、副学園長の了解ということで進めていくというふうにとらえております。推進委員会のところも主幹までということでございますので、そのところでの学園長または副学園長の決定ということについては、組織的な指示系統ということでは問題なく進めるものというふうに考えているところでございます。

○**委員長** よろしいですか。

教育長。

○**教育長** 遠藤委員がおっしゃられたそういう時代がございまして、都教委もこれを重視いたしまして、職員会議の位置づけを明確にしました。本区におきましても、「区立学校の管理運営

に関する規則」の中で「職員会議」という条項があるのですけれども、それを平成10年に改正をいたしまして、第12条の3では、「学校に、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置くものとする」というように、職員会議を補助機関という位置づけで規則上も明確になっているわけでございます。

○委員長 ほかに何か。

松本委員。

○松本委員 私は、変更されたことはこれでよいと思います。隣の区で、変更前の、校長を1人にして副校長3名でやっているところがあるのですけれども、一体型の校舎ではなくて、距離が相当離れていて、今週はこっちの小学校にいて来週は中学校にいたりとかで二つの学校を見るというのは大変だということを聞いておりますので、本校も一体型ではないので、変更後のこの運営の仕方がよいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 なければ、お諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第10号「小中一貫教育校『新小岩学園』の開校についての一部変更について」を原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第11号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 議案第11号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

まず、提案理由でございます。既に当委員会にてご報告させていただきましたとおり、児童・生徒数の増加が見込まれます亀有地区の小・中学校につきまして、学校規模の適正化を図るため本案を提出させていただくものでございます。

変更の内容でございます。新旧対照表をごらんください。まず、亀有三丁目26番から29番及び42番から48番を道上小学校から中野台小学校の通学区域に変更いたします。次に、西亀有三丁目20番から43番を道上小学校から西亀有小学校の通学区域に変更いたします。

次に、亀有三丁目26番から29番及び42番から48番を亀有中学校から一之台中学校の通学区域に変更いたします。

付則でございます。この規則は、平成23年4月1日から施行することといたしまして、規則

施行の際、現に道上小学校及び亀有中学校に在学している者に係る通学区域は、なお従前の例によることといたしまして、在学中の児童・生徒に影響のないよう経過措置を設けているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの学務課長の説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第11号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第12号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」を上程いたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、議案第12号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」のご説明をいたします。

まず提案理由でございます。奥戸地区図書館を地区館として定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

ご説明につきましては、2枚おめくりいただいて、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

まず、第2条の2項でございます。こちらは地区館を定める規定でございます。その青戸地区図書館と新宿図書センターの間に、地区館としまして葛飾区立奥戸地区図書館（葛飾区立中央図書館分館）を位置づけます。それから、第6条でございます。こちらは文言整理でございます。旧のところ(2)「学習室」、(4)「参考図書室」という規定がございましたが、現状の図書館でこういう部屋はございませんので、整理をさせていただきました。一般室を使用する方は「主として社会人、学生及び生徒」というふうに規定を変えさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、第9条でございます。第3項「団体登録証の有効期間は、3年とする」という規定でございますが、団体登録は今まで3年でしたが、個人の登録証の有効期間が5年となっておりますので、そちらと期限を合わせるものでございます。

それから、その下、別表第1でございます。こちらは、図書館の開館日と開館時間を定める表でございます。区分のところこれまで「中央館」「地域館」「地区館・図書センター」という3分類でございましたが、今度6月末にオープンいたします立石図書館の開館日時が、地域館のカテゴリーでなくて中央図書館と同じ扱いになりますので、この区分をそれぞれの図書館

名としてわかりやすく表記するものでございます。立石図書館は中央図書館のところにありまして、元の地域館の欄は立石図書館を除くほかの図書館ということになります。

それから、別表第2でございます。こちらは休館日を定める規定でございまして、先ほどご説明したとおり、立石図書館が中央図書館と同じ区分になりますので、この表をわかりやすく区分を図書館名としたものでございます。

最後に付則でございます。この規則は平成23年4月1日から施行するものでございますが、第2条第2項の改正規定、これは奥戸地区図書館の規定でございまして、奥戸地区図書館開館日が4月2日ですので、4月2日から施行。それから、別表第1及び第2、これは立石図書館の開設に伴っての規定でございまして、同年6月30日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。

ただいま中央図書館長から説明がございました。何か質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○委員長** それでは、お諮りいたします。

第12号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長** 異議なしと認め、議案第12号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第13号「葛飾区立図書館設置条例付則第3項の葛飾区教育委員会規則で定める日を定める規則」を上程いたします。

中央図書館長。

**○中央図書館長** それでは、議案第13号「葛飾区立図書館設置条例付則第3項の葛飾区教育委員会規則で定める日を定める規則」のご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。葛飾区立図書館設置条例付則第3項の葛飾区教育委員会規則で定める日を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

これにつきましては、別紙「参考」でございます。これは、平成21年10月に中央図書館がオープンしたときの新旧対照表でございますので、今回の改正に伴う新旧対照表ではございません。参考にご覧いただきたいと思っております。この改正案の下の方、付則の3項でございます。

「葛飾区立立石図書館は、平成21年3月23日から葛飾区教育委員会規則で定める日までの間、休館とする」。休館の最終日を今回定めるものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、その教育委員会が定める日は平成23年6月29日といたします。この付則は公布の日から施行するものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がございましたが、何か質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第13号「葛飾区立図書館設置条例付則第3項の葛飾区教育委員会規則で定める日を定める規則」は可決といたします。

続きまして、議案第14号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」を上程いたします。

ここで一つお願いなのですが、報告事項等1の「平成23年度組織整備について」が関連事項なので、報告事項等1も含めてご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは初めに、私のほうから、「平成23年度組織整備について」、ご説明を申し上げます。

教育委員会事務局に関する部分のみでございます。

組織整備の概要でございます。新宿図書館センター、立石図書館及び奥戸地区図書館の開設準備につきましては、中央図書館が担当しておりましたけれども、その準備が終了するため、組織整備係を廃止するというものでございます。組織図を記載してございます。中央図書館の組織でございますけれども、現在、管理係、整備担当係、事業推進係、それから係長級職員を置く六つの図書館から構成してございます。地区図書館・新宿図書館センターにつきましては、中央図書館分館という位置づけでございます。この組織を右のように整備担当係を廃止し、管理係、事業推進係、六つの図書館とするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、議案第14号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」、ご説明をいたします。

提案理由でございます。ただいまご説明のとおり、中央図書館の組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

ご説明につきましては、二つおめくりいただきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

現行のところ、第3条の「整理担当係」が、立石・奥戸地区図書館の開設準備が終了することから廃止になるものでございます。主に(2)、(3)のところを削りまして、管理係の仕事とするものでございます。

付則でございます。この訓令は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま庶務課長と中央図書館長からご説明がありましたけれども、何か質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第14号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正」については原案のとおり可決とさせていただきます。

それから、あわせて報告事項等1も了承とさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、改めまして、報告事項等に入ります。

1番はただいまのとおりです。

2番に入ります。「小中一貫教育校『新小岩学園』の開校について」のご説明をお願いいたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 葛飾区では、本区で初めての小中一貫教育校でございます「新小岩学園」、松上小学校・新小岩中学校でございますが、これを平成23年4月1日に開校いたします。

まず、学園の運営方針でございますが、これは松上小学校・新小岩中学校のほうで定めたものでございます。

まずスローガンでございます。「夢を育て 未来を創る 新小岩学園」です。

教育目標は3点ございます。「自ら考え、実行し、やりとげる強い意志」、二つ目が「思いやり、助け合うやさしい心」、三つ目が「活力あふれる健やかな体」です。

次に、目指す学校像でございますが、こちらは3点ございます。「基礎・基本を定着させ、学ぶ意欲と個性の伸長を図り、主体的に行動する力を育む学校」「自他ともに尊重し、思いやりと規範意識をもち、地域を愛する心、社会貢献の心を育む学校」「保護者・地域と連携した教育活動を重視し、地域社会から信頼され、頼りにされる魅力ある学校」。

小中一貫教育の推進内容でございますが、「9年間を見通した指導計画の作成」「小中学校の教員の指導観の共有化」「小学校高学年への教科担任制の一部導入」「小学校高学年の部活動の参加」「学校行事の合同実施の促進」「児童・生徒の交流の活発化」でございます。

次に、学園の管理運営体制でございます。先ほど推進体制につきましては組織的に運営するというご議決をいただいたところでございますが、まず、学園長及び副学園長でござい



ます。学園に学園長及び副学園長を置き、松上小学校校長または新小岩中学校校長をあてる。

裏面をお開きいただきたいと思います。次に組織図が書いてございますが、それを見ながらお聞きいただきたいと思います。

学園経営会議でございますが、学園長、副学園長及び両校の副校長で構成する学園経営会議を置き、学園の教育計画など管理運営に関する方針を審議し、決定する。

学園推進委員会でございます。学園長、副学園長及び両校の副校長、主幹教諭で構成する学園推進委員会を置き、学園経営会議で決定した方針に基づき、学園運営の具体的事項について検討し推進する。

最後に、校務分掌でございます。学園の校務分掌は、学園経営会議において定めるということで、この組織図で一番下のほうに例として書いてございますが、教務部、研究部等、こういった校務分掌は学園経営会議において定めて、学園全体の運営を推進していくということでございます。

最後に、新小岩学園の開校式でございますが、4月5日火曜日、午前10時30分から開会いたします。佐藤委員長におかれましては学園旗の授与を学園長にやっていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長** はい。

**○教育計画推進担当課長** その他の委員の皆様にもご案内を差し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長** 何かご質問等ございますか。よろしいですか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 大変すっきりとした内容になっておりまして、特に教育目標の中に「知・徳・体」がきちんと入っておりまして、このような教育目標に基づいてこれから「新小岩学園」が運営されるわけでありますが、どうかこの教育目標が達成できるように、細部にわたって現場の先生方のこれからの努力を期待するところでありまして、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員長** ほかにはないですか。

面田委員。

**○面田委員** いよいよ4月1日から開校ということで、今までのご準備、本当にありがとうございました。

これからがスタートですから、学校の中は何ととっても先生方一人一人が自覚をしてというか、意欲を持って子どもたちに指導していくことが学校の中を活性化していくことだと思うのですね。それで、いろいろな壁にぶつかることもあるかとは思いますが、具体的に言う

と、小学校の文化と中学校の文化はやや違うところがあると私も思っておりますので、その辺のところを先生方は十分に共通理解を図りながら進めていただきたいと思うし、それに対しての指導室からのご支援なども期待をして、この「新小岩学園」が子どもたちにとって本当に素晴らしい学園として進んでいくことをお願いしたいと思います。

○委員長 暫時休憩いたします。

(休憩ののち再開)

○委員長 それでは、休憩を打ち切って再開したいと思います。

面田委員。

○面田委員 後ろにあります学園経営会議のことなのですが、この文言でいきますと、経営会議を開いて方針を審議して決定するというので私はよろしいと思うのですが、その場合に、会議を進めていくとか、会議の内容だとか、あるいは意見が分かれたりとか、いろいろなことが心配をされますので、そういうことは、細かいことにはなるかもしれませんが、経営会議の進め方とか内容についてはまた考えておいたほうがいいのかと思います。

○委員長 松本委員。

○松本委員 幾つかお聞きしたいと思います。

一つは、こういう小中一貫教育校を私どもは初めてやるので、この運営についても、何かモデルにしたものがあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、小中一貫教育校というのは制度としてないので、今の6・3制をいくわけですから、1の(4)にある「小中一貫教育の推進内容」について、二つの学校が運営していくための経営のことを考えていくのが学園経営会議だと思いますので、話し合う内容は、(4)の内容でよろしいのですか。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 まず、モデルでございますけれども、私ども新小岩学園と同じような形で運営を進めているところでは、都内では三鷹市がございます。三鷹市でも同じような形でこういった組織をつくっておきまして、そこでの役割、権限等も同じような形になってございまして、学園経営会議、学園推進委員会等、ここに書かれているようなところにつきましても、そういった三鷹市の例を参考にしたところでございます。

この学園経営会議でやっていく事柄でございますけれども、松本委員のほうから、今お話がございました学園の推進内容、こちらに9年間の指導計画等が書いてございますが、こういった推進内容につきまして具体的にどうやって動かしていくのかということの方針等を審議する場でございます。

○委員長 よろしいですか。

面田委員。

○面田委員 もう一つ。

今までこの新小岩学園を開校するという事で、松上小学校、新小岩中学校が1年以上いろいろ連携をとりながら、行事を通したり、授業を通したりしながら、いろいろ課題を、あるいは成果をやってきたことが、ここへ来て、それをベースにしてスタートするというふうに私はとらえておりますので、すごく安心して期待をしているところなのですね。例えば具体的には、このスローガンとか教育目標も、先ほどの説明の中に両方の学園の話し合いの結果こういうのをきちっと決めたということで、もうそこでお互いに目指すべき方向は一つになっているわけですので、小学校のほうと中学校のほうで学園経営会議では方針を一つにしてやっていけるだろうなど、ぜひそういうふうに進めていただきたいなど、そのように思います。

ただ、職員が一番大事だと思うのですね。実際には子どもにかかわるわけですから。私の経験でいきますと、小学校の文化と中学校の文化がやや違うところがあって、いろいろあるのかなと思ったのだけれども、今までの2年間の準備でそのあたりも随分クリアできたのかなと、そんなふうに安心もしているところです。また、指導室等のこれからのご支援等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長 ほかにござひませんか。

なければ、報告事項等2は了承といたします。

続きまして、報告事項等3「平成22年度『優秀な教員の表彰』選考結果について」をご説明願ひます。

指導室長。

○指導室長 それでは、報告事項等3、「平成22年度『優秀な教員の表彰』選考結果について」、ご報告をいたします。

平成17年度から始まりました本制度でございますけれども、今年度は小学校2人、中学校3校から4人、特別支援学校・保田しおさい学校から2人、合計8人の推薦がございました。選考委員会を3月2日に開催いたしまして、8人とも優秀な教員ということで選考されました。

表彰式は3月15日に開催の予定でございます。

今年度で6年たちましたので、過去の状況等も含めて、少し追加のご報告をさせていただきます。

平成17年から今年度までの表彰の状況でございますが、小学校が31人、中学校が30人、特別支援学校は今回初めて2人というふうな結果になってございます。

また、学校別ですけれども、一番多く推薦をされているのが本田中学校で、6年間で5人出ています。次が、小松中学校の4人です。あと、3人推薦している学校が小・中それぞれ2校ずつございます。校長先生が代わられた年度に比較的出ていたりとか、やはり校長先生の推薦

のお考えというのがこの推薦の状況に反映されているかなというふうに思っております。功労賞的な推薦もあれば、主任教諭に「次を目指せよ」というような激励の意味を込めての推薦、さまざまな推薦の形があるかなというふうに思っています。

ただ、この6年間で1人も挙がっていない学校も半数ぐらいございますので、次年度についてさまざまな視点で優秀な教員を表彰していただけるようなPRをしていただきたいなというふうに思っています。

また、この選考結果につきましては、本年度から「かつしかのきょういく」、また、区のホームページへの掲載、それに加えて、「広報かつしか」でも公表していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長** ただいまの説明について何か質問等ございませんか。

ないようですので、報告事項等3は了承といたします。

続いて、報告事項等4「第7期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」のご報告をお願いいたします。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長** 第7期葛飾区社会教育委員の会議の提言についてご説明いたします。これは、社会教育法第17条に基づき、社会教育委員の会議から教育委員会にこちらの別添の資料のとおり提言があったためご報告するものでございます。

まず、資料の25ページをご覧ください。平成21年5月12日の定例会でご報告いたしましたが、第7期社会教育委員の会議の協議テーマは「『地域教育』の推進と学校との連携について」となっております。また、このページには、第7期社会教育委員の任期及び名簿が載っており、議長は埼玉大学の沢崎教授でございます。

裏面の26ページをご覧ください。全体会10回、正副議長会4回、起草委員会7回の協議経過が載っております。先月21日にこの提言が提出されました。

お手数ですが、この資料の最初に戻り、1ページをご覧ください。「はじめに—子どもは大人の姿をみて育つ—」では、学校教育の考え方の中核に「人と人との絆」があることや、今回の提言では、学校と関連の深い六つの地域教育施策に絞って協議したことなどが書かれております。

左のページにある目次をご覧ください。この提言書には、最初に、「『地域教育』の考え方」から始まり、次に、六つの地域教育施策、「学校地域応援団」「学校評議員制度」「中学校部活動地域指導者制度」「中学生の職場体験事業」「放課後子ども事業」「『子どもを犯罪から守る』まちづくり活動支援事業」について、現状や成果、課題が書かれております。本日は時間の限りがあることから、4の「葛飾区の地域教育施策への提言」のところを中心に説明させていた

でございますので、18ページをお開きください。

学校地域応援団への提言は、地域コーディネーターの役割は重要であり、その委嘱及び処遇のあり方の検討とともに、力量を高めるための研修などの環境課題の充実が求められる。次に、学校地域応援団の活動の充実のためには、地域コーディネーターを配置していくことが望まれる。次に、学校内に学校地域応援団活動のためのスペースを確保することが望まれるとなっております。

(2)の「学校評議員制度」では、学校のさまざまな情報提供を積極的、継続的に行い、学校評議員と学校との連携の強化や学校評議員制度の導入など、さまざまな教育改革の中での学校評議員制度の充実についての検討が求められるとなっております。

(3)の「中学校部活動地域指導者制度」への提言は、①中学校学習指導要領における部活動の位置づけに対応した地域顧問・技術指導者の増員、指導体制の充実、関係者による連絡会などの設置が必要である。②地域顧問、技術指導者の委嘱・解嘱も含め、活用にあたってのルール化、地域指導者と学校の信頼関係を構築することが求められる。③地域顧問・技術指導者が必要となった場合に、速やかに配置が可能となるように関係課間の連絡調整が求められるとなっております。

(4)の「中学生の職場体験事業」では、受け入れ事業所の確保のため、区民へのPR、地域の協力を得て確保していくことが重要である。また、キャリア教育における小・中・高の連携について研究を進めることや、中学校におけるマナーなどの指導を含めた事前・事後の指導の充実が求められるとなっております。

(5)の「放課後子ども事業」への提言は、サポーターの活性化のため、多様な世代が支える仕組みづくりの検討、サポーターのための学習機会の充実、子どものためのボランティア養成事業などとの連携が求められる。また、PTAとの連携を深めるとともに、学校との協力関係を強化していくことや、メインルームの固定化が求められるとなっております。

最後に、(6)『子どもを犯罪から守る』まちづくり活動支援事業では、①地域団体、関係行政機関との連携・協働により区内全域で継続的に取り組まれるようにしていくことが望まれる。②「地域安全マップ」との違いについて、学校や地域住民が共通の理解を持ちつつ、地域の大人を結びつけ、地域の子どものを守り育てる活動として取り組まれることが求められるとなっております。

これらの提言の趣旨を踏まえ、今後も地域教育施策を一層充実してまいりたいと考えております。

報告の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま生涯学習課長からご説明がありましたけれども、何か質問等ございませんか。

面田委員。

○面田委員 質問ではないのですけれども。

六つの施策を見てみますと、これまでもいろいろな実践をしてきてくださったなという思いで感謝でいっぱいなのですけれども、下町の人情のある葛飾というカラーも出ているかなと思いつつ見ました。中には、去年かおとしあたりから始まったものもあれば、もう5年、6年、あるいは10年ぐらい前からやっているものもあつたりして、いろいろな施策をやっているなと思ったのです。今回この提言を読ませていただきまして、私自身、頭の中でとても整理がされたわけです。いろいろな施策が出ていて、そしてこれまでも青少年委員とか、児童委員とか、PTAとか、地区委員会とか、いろいろな方々が子どもたちにかかわってくれたり、学校にかかわってくれたのだけれども、事業として見ていたもの一つ一つが、これを見せていただくことによって土俵を同じにすることができたというか、そんなふうな見方をしました。そして、その円が重なっている部分もあるなと思いつつながら、やはり地域教育というのは、ある一つの施策ですつぽり子ども、あるいは学校が充実するというのではなくて、いろいろなものが重なり合いつつながら、結局、地域全部で子どもたちを育てていくための取組というのがまた明確になったような気がいたしました。

提言を読ませていただいて、提言の中には、早速に学校現場でそれは取り組めるかなと。例えばマナーの指導だとか、部活の両者の信頼関係だとか、子どもを犯罪から守るマップとか、PTAとも協力しながら、そういうようなことはすぐに取り組んでいけるなというふうに思いました。

今、この提言を生かして施策を充実させていきたいということで力強いお話がありました。「おわりに」のところを読みますと、ここに、書けなかったけれどもということで三つ出ていまして、その中の第2に書いてある子ども会とか少年スポーツ団体、これは本当に古いのです。もう10年、20年前から、活発な地域もあるし、活発でない地域もあるのだけれども、ぜひこのあたりにも目を向けたいなと。それから、土曜日授業に関しての「葛飾教育の日」に関しての期待されているところもありますので、その辺と絡めながら、この提言を活用していけるように予算面と人的な事務局の応援ですか、そういったことでまた工夫が要るかなと、そのように思いました。

以上です。

○委員長 ほかにはございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 こうして精力的にまとめいただきましたこの提言、大変すばらしい内容になっていると思います。特に私は感謝を込めて申し上げたいのは、19ページにあります(6)『子どもを犯罪から守る』まちづくり活用支援事業』のことについてであります。これは、これまで

やってきたことを継続する中で充実していきましょうという提言になっておりますが、これまでも110番、あるいはCAP、その他さまざまな働きかけをしていただいておりますが、新聞を見るにつけても、子どもに対する犯罪というのは後を絶たないような世相になっております。

その中で、私たちの葛飾区はそういう痛ましい事件は割と少ないわけではありますが、これも、こうした社会教育の立場から「子どもを犯罪から守る」まちづくりに精力的に取り組んでいただいている、そのたまものではないかというふうに思います。これからもこの問題につきましてもは提言に沿って精力的に実施していただくようお願いと、これまでのことについては感謝を申し上げまして、お願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等4は了承といたします。

続いて、報告事項等5『葛飾デジタルミュージアム』について、ご説明をお願いします。  
生涯学習課長。

○生涯学習課長 『葛飾デジタルミュージアム』について、ご説明いたします。

まず目的ですが、郷土と天文の博物館独自のホームページを立ち上げ、インターネットを利用して特別展や企画展、各種講座、イベント情報などを総合的に発信し、博物館事業や活動内容のPRを充実させるとともに、博物館が収蔵している多種多様な資料情報をインターネット上に公開し、いつでも、どこでも、だれでもが、家庭や学校にしながら収蔵資料を閲覧できるようにし、また、「調べ学習」など学校での地域学習などでの活用を図ることとしております。

まず、こちらの資料の裏面、1枚めくっていただけますでしょうか。公開情報、博物館の基本情報や特別展・企画展の展示案内やイベント・講座・プラネタリウム番組の案内などになっております。こちらの左下の小さな四角のところに、プラネタリウム番組「オーロラ～」の映像があるのですけれども、ここをクリックすると、この画面がぱっと大きく出て、動画でプラネタリウムの抜粋版、PR版の番組映像が、この前、教育委員会が視察で行ったあの番組の部分がここに動画で投影されます。まず、この「葛飾デジタルミュージアム」というところをクリックしていただくと次のページになりまして、まだ開発中の画面ですのでレイアウトや様式は若干変わるのですけれども、収蔵資料や区内の文化財など、いろいろなテーマごとにクリックをしていきますと、途中からはわかりやすいように画像で一覧になっています。画像の一覧をさらにクリックすると、説明等が出てくるようになっていきます。さらにこの画像をクリックしますと、この画像自体が浮かび上がるように、この画像を大きく拡大して見るようになるようになっていきます。当初は5,000点程度のこういう資料を公開していきませんが、5年後には約1万点の公開を目指しております。

公開時期なのですけれども、平成23年4月1日からとなっております。こちらのほうの資料のところにURLという博物館のホームページのインターネット上の住所が書いてあるのですけれども、現在のホームページからも自動的に行くようにいたしますし、あと、区のホームページから直接こちらへリンクされておりますので、わざわざこれを全部入力しなくても見られるようになっております。もしお時間がありましたら、4月1日以降ぜひご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

何かご意見等ございますか。

(「ありません」の声あり)

**○委員長** 大変すばらしいなど。期待をしております。

それでは、5番は了承といたします。

続きまして、報告事項等6「平成23年度総合スポーツセンター体育館・陸上競技場の大規模改修工事について」のご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、報告事項等6「平成23年度総合スポーツセンター体育館・陸上競技場の大規模改修工事について」のご説明を申し上げます。

この件につきましては、さきの教育委員会でもお尋ねがございましたので、一部お話し申し上げます。昭和59年に開館いたしました総合スポーツセンター体育館、また昭和60年にオープンいたしました陸上競技場につきましては、平成20年度、外壁の改修工事、そして平成22年度、今年度なのですが、屋上の改修工事をさせていただきました。外側につきましては改修が終了したところなのですが、中身の部分でございます。経年劣化により、電気系、または給排水系を中心とした劣化がかなり進んでございます。今回、その劣化を改修するというのが主な内容でございます。

まず、2番でございます。改修の内容を申し上げます。総合スポーツセンター体育館・陸上競技場につきましては、電気系、電気設備の改修でございます。受変電設備、各照明設備、電話交換機、また自動火災報知設備の更新でございます。給排水設備につきましては、受水槽の更新、老朽化の著しい各配管の交換、ポンプ類の更新を予定してございます。

また、(2)でございますが、これは新たに追加する機能でございます。総合スポーツセンター体育館の空調設備整備ということで、大体育室、小体育室、第一・第二武道場、また弓道場に空調設備(エアコン)の新設をいたします。こちらにつきましては、平成24年度からの10年間のリースということで予定してございます。また、既設空調部分の自動制御装置の更新も行います。



(3) になりますが、こちらは体育館の大体育室の床の張替工事を行います。また、観客席の椅子の交換工事ということで予定してございます。

裏面に移ります。3でございますが、「工期及び施設の休館」についてご説明申し上げます。工期につきましては、平成23年10月の中旬から平成24年4月下旬を予定してございます。この工事に伴いまして、総合スポーツセンター体育館と陸上競技場は平成23年11月から平成24年4月下旬までの休館といたします。ただし、指定管理者による体育施設の受付業務については、体育館前に仮設事務所を設置いたしまして、葛飾区体育施設の予約受付事務は引き続き行わせていただきます。

4「スケジュール」でございます。おおむねの内容を掲示しております。平成23年4月から6月中旬につきましては、図面の確認、他工事との調整を行いまして、7月から8月には入札等の契約手続を行います。9月中旬には区議会にての議決・契約締結という運びとなります。工事期間につきましては、先ほどの10月から平成24年4月まで。私どものほうとしては、平成24年4月のゴールデンウィークにはオープンができるように工事を終了させたいと思っております。26年を経過した総合スポーツセンター体育館と陸上競技場がリフレッシュされて、すばらしい体育館、また陸上競技場に改修することを祈念してございます。

ご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの生涯スポーツ課長のご説明に何か。

遠藤委員。

○遠藤委員 大型の改修工事が始まるわけでありますが、これができた暁には、今課長がおっしゃったように、すばらしい体育館、あるいは陸上競技場ができるものというふうに期待しております。つきましては、これまでこちらを利用していた方々のいわば代替としての手配というものがきちんとなされることが区民に対する最大のサービスになるのではないかと思います。その辺の計画、あるいは手配というのでできているのでしょうか。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 この件につきましては、私どもも非常に危惧してございました。まず、体育館及び陸上競技場につきましては、主に体育館の利用につきましての調整ということで、設計を22年度に行った段階で、体育協会のほうに23年度以降の利用調整につきましての早期の情報ということで暫定情報を提供させていただきました。その上で、現時点では23年度の利用調整というのがもう済んだ状態でございます。平成23年10月までの体育館利用、以降は、大会等をすべて入れないという形で調整をしていただいております。各連盟等の皆様のご意見をもとに、秋の大会以降の開設につきましては代替施設を利用できますということで調整済みということで聞いているところであります。

そのほか、私どものほうで代替施設への打診ということで、区内の都立学校の体育館のご利用についてということで全校を当たらせていただいたところなのですが、残念なことに都立学校の皆さんにつきましては、体育館の利用については厳しい状況ということでご報告が来ました。各地域で開放されています小・中学校、また近隣の市区町村の体育館等にその期間だけご利用いただくというような手配を進めさせていただいてございます。

○委員長 今の説明はよろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 なければ、6番は了承といたします。

続いて、報告事項等7「平成22年度葛飾区体育功労者表彰について」。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 続きます、報告事項等7でございます。「平成22年度葛飾区体育功労者表彰について」、ご報告いたします。

こちらにつきましては、目的でございますが、葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をした者を区長が表彰するというところでございます。これの選考委員会は、教育委員長を議長として行ってございます。先日2月7日に開催いたしまして、推薦団体からの推薦についての選考がございまして、その結果を区長に報告して決定を経たものでございます。

功労者数につきましては、葛飾区体育協会からの推薦14人、葛飾区体育指導委員協議会からの推薦2人、合計16人でございます。表彰者につきましては、もう1枚おめくりいただきますと一覧になってございます。

表彰日につきましては平成23年4月17日の日曜日、葛飾区体育大会総合開会式の席上で表彰する予定でございます。氏名等につきましてはこちらのとおりということで、各推薦団体を載せてございます。さまざまな活動がございまして、それに対しての長年の功績を表彰していきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等7は了承とさせていただきます。

続きます、報告事項等8「子ども読書活動推進計画(第二次)の素案について」の説明をお願いいたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

「葛飾区子ども活動推進計画(第二次)の素案がまとまりましたので、内容のご説明をいた

します。

まず1番目です。「計画策定の趣旨」でございます。「子ども読書活動の推進に関する法律」の規定に基づきまして、同計画の第一次の目標を引き継ぎまして、平成23年からおおむね5年間を計画期間とし、子ども読書の良好な環境を実現するために、区として総合的・体系的に子ども読書活動を進める基本的な指針を示したものでございます。

2番の「計画の概要」につきましては、別添の素案でご説明させていただきます。

3番目「パブリックコメントの実施」でございます。閲覧及び意見募集期間は平成23年3月23日から4月22日まで、閲覧場所は記載のとおりでございます。

それでは、恐れ入りますが、素案のほうをご覧くださいませでしょうか。まず、2枚めくっていただきまして、目次でございます。この計画は4章立てでございます。第1章「子ども読書活動推進計画（第二次）策定の背景」、第2章「計画策定における基本的な考え方」、第3章「葛飾区子ども読書活動推進計画（第二次）の取組」。第4章「基本計画推進のための体制」、その巻末に参考資料がついております。

おめくりいただいて2ページでございます。第1章の1、子どもの読書活動の現状と背景でございます。こちらには、各種調査の結果を掲載してございまして、学年が進むにつれ読書をしていない子どもが増えているという傾向が現われております。一方、地域のボランティア活動も活発に行われてきた。それから、OECDの調査では読解力が回復してきたという明るい話題もあります。また、電子メディアの発達という背景がございますというご説明です。

それから、3ページ目でございます。「国及び東京都の動向」。第一次の計画を策定以降、子ども読書に関する記載のあるさまざまな法律ですとか計画の推移が掲載されてございます。

次、4ページでございます。第一次計画の成果と課題ということで、第一次の計画では、3本柱のもとで取組を推進してまいりました。(1)「子どもの読書環境の整備」につきましては、各年代ごとに子どもたちにいろいろな働きかけをしていますということを説明してございます。課題といたしましては、それぞれ乳幼児への取組以降、子どもたちが読書に時間をかけることが少なくなっていったというところです。

5ページ目です。「地域全体での推進体制」。小・中学校を中心といたしまして、各施設、図書館も含めてなのですけれども、さまざまな取組を行っておりまして、協力をして行う体制ができてきました。今後の課題としては、さらに子ども読書活動の意義を深めて多くの区民の参画を促していきたいということです。

(3)「子どもに関わる人材育成」。図書館で読み聞かせのボランティア等々を行っております。各関係機関でも行っております。このため、ボランティア活動が活発になってきております。また自主的な組織、ボランティアの団体もでき上がってきました。課題といたしましては、小学校を中心としたボランティア活動が大変活発なのですが、中学生に働きかけるボランティ

ア活動が今後の課題ですというご説明です。

めくっていただきまして、6ページでございます。第2章に入りまして、「計画策定における基本的な考え方」でございます。第二次の計画におきましても、第一次の計画の目標を引き継いでおります。2「計画の目標」です。(1)「子ども読書環境の充実」。多様な読書の体験ができる読書環境を整備していきます。それから、発達段階に応じて読書に親しむ機会を多くつくっていきます。(2)「地域全体での推進」ということで、子どもにかかわる機関、団体等がこれまで以上に連携・協力を深めてまいります。(3)「子ども読書活動に関わる人材育成」につきまして、子ども読書活動の意義や重要性を理解し、関心を持ってもらえるように広く普及啓発を行っております。それから、子ども読書活動の推進を行う人材を育成するために、関係機関による研修会、連絡会を開催してまいりますというところでございます。

7ページ目の計画の数値目標でございます。2の「計画の目標」、(1)(2)(3)の3本柱に応じて、今後取り組んでいこうという数字を目標として掲げております。まず、(1)「子ども読書環境の充実」につきましては、図書館と学校図書館の蔵書数、それから、1人当たりの貸出冊数というのを21年度末で押さえた数字に対して、27年度末にはこのぐらいの数字でいきたいと。それから、(2)「地域全体での推進」につきましては、真ん中の、図書館と団体との連携、それから、図書館と学校との連携という数字でございます。(3)の「子ども読書活動に関わる人材育成」等につきましては、読み聞かせボランティア、これは図書館のほうで行っているボランティア養成講座の修了者の方々の累計の数字で見ようと思っております。最後に、学校図書館におきまして、読書活動を支援するボランティアさんの受け入れを行っている学校数ということで、それぞれ数字を設けてございます。

おめくりいただきまして、第3章でございます。これ以降、細かい取組がたくさんありまして、一次になかった新規の事業を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、1「乳幼児への取組」でございます。ブックスタート事業をこれまでも続けてまいりましたが、また引き続き行います。

一つ飛ばしまして、新規事業といたしまして、「(仮称)セカンドブック事業の検討」でございます。ブックスタートを行って、読み聞かせについての意義を感じていただいた保護者の方、それから子どもたちに対して、さらに読書、読み聞かせの習慣を身につけさせるために、セカンドブック事業、「ブックスタート」をファーストブックととらえまして、セカンドブックという事業をやっていきたいと考えております。これも、ブックスタートの意義を継承いたしまして、ボランティアさんの協力を得て、読み聞かせの実演をしながら絵本を手渡すというような事業にしたいと思っております。

9ページの下、2「児童への取組(小学生)」でございます。これまでも年齢別おすすめ絵本リストを作成しております。「いちねんせいになったらよんでみよう」「むぎわらぼうし」とい

ったものも継続してまいります。

それから、10ページ。下から二つ目の「体験型行事の充実」。一日図書館員。これまでも続けておりましたが、継続して行って充実してまいります。

11ページの3「ヤングアダルト世代（中高生）への取組」でございます。これまでも職場体験、ボランティアの受け入れ、それから、ヤングアダルト世代向けのブックリストの作成をしておりましたが、さらに充実いたします。特に11ページの下「ヤングアダルト世代（中高生）向けブックリストの作成」につきましては、新たに中学1年生向けのブックリストもつくっていきたくと考えております。

次に、12ページでございます。4「学校・学校図書館における取組」でございます。最初にありますように、読書感想文コンクールの実施等々の事業を掲げてございます。

14ページをお開きいただきまして、上のところが新規事業でございます。「教育委員会推薦図書選定」というのを新規事業として行いたいと考えております。小・中学校代表者によりまして、教育委員会としての推薦図書を選ぶとともに、「学校図書館だより」の作成を行って、学校における児童・生徒の読書活動を支援してまいりたいと考えています。

14ページの5「図書館における取組」。新規事業は、(1)「図書館施設の整備と充実」のところで、ご承知のように、おかげさまで立石図書館が6月30日にリニューアルオープンいたします。それから、15ページ、新宿図書センターの学校図書館支援の機能を充実してまいります。

それから、16ページをお開きいただきまして、(2)「図書館サービスの充実」。この新規事業が17ページの頭でございます。「郷土の歴史や地域文化の伝承」という事業名でございます。学校での地域学習の支援ができるように、葛飾区の歴史や文化に関する情報を収集し、児童・生徒が利用できるように工夫していきますといった事業でございます。

続きまして、18ページです。二つ目の事業です。「多文化サービスの取組」、図書館での新規事業でございます。外国人児童・生徒、帰国子女等の子どもたちの読書活動、それから、区の子どもたちの国際理解教育を進めていきたいということで、さまざまな外国語の本をそろえまして貸し出しを進めます。また、外国語での「図書館だより」の作成ですとか、外国語、母国語による絵本の読み聞かせ等の行事を行ってまいりたいと思います。

その下、新規事業「大学との連携」でございます。これまでも大学のほうの蔵書、論文等について、葛飾区立図書館にお越しになってそれを読みたいというお客様に対しては、推薦状をお書きして、それを持っていただいて大学の図書を利用できるようなサービスがございましたが、これからは理科大が開校されます。また、区内には聖栄大学等もございますので、より一層シームレスな利用方法ができないかということ、それから、学生さんのボランティアを受け入れていきたいなということを考えております。

その下、6「保育園・幼稚園における取組」につきましては、図書の充実ですとか絵本の読

み聞かせの充実を行ってまいります。

19ページでございます。7「各施設における取組」です。2番目の「放課後子ども事業における取組の充実」ですとか、「学校地域応援団における取組の充実」なども活発になってきましたので、さらに充実していただきたいと考えているところです。

次に、20ページでございます。8「地域・ボランティアにおける取組」です。ここに、新規ではございませんが、『子ども読書の日』記念行事の実施。これまで図書館の中で子どもたちから絵を募集して優秀作品を表彰・展示ということを行っていましたが、これをもう少し広げまして、子ども読書にかかわる団体も取り込んで、将来的には実行委員会形式で大きなイベントにしていけないかなということを検討してまいりたいと思っております。

22ページ、第4章、「基本計画推進のための体制」でございます。1「関係機関の連携」。学校と図書館の連携につきましては、新宿図書センターの機能充実により、さらに学校との連携を深めます。(2)の保健所・保健センター等々の機関との連携でございます。関係機関との連携、それから連絡会を開催してまいります。(3)「関係職員への啓発や人材育成」。職員の情報交換、資質向上を図っております。

2「地域団体との協働」でございます。(1)、地域で活動しているボランティア団体、既に読み聞かせボランティア、学校図書館ボランティア等いらっしゃいますので、この団体と協働してまいります。(2)「ボランティア団体の組織づくり」。もうボランティア活動をしているのですけれども、団体活動はしていないという方々、それから、団体間のつながりを深めていきたいと考えております。図書館会議室などの利用、講師の紹介等、ボランティア団体の活動の支援をしてまいります。(3)「ボランティアの育成」でございます。興味はあるけれども、やっていない方々に対して図書館等で各種講座を実施してボランティアの養成をしてまいります。

3「計画の進行管理」につきましては、図書館が事務局となって団体等との連絡会を行ってまいります。こちらで確認いたしました進捗状況等につきましては、生涯学習振興ビジョンの推進委員会にも報告をいたしまして、進行管理と必要な見直しを行ってまいります。

その次のページ以降は参考資料でございます。ページ番号を振っていませんが、申しわけないのですが、一番後ろのページの一つの前でございます。8番目に検討委員会の名簿が載っております。内山次長を委員長とする以下のメンバーで検討を進めてまいりました。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま中央図書館長から説明がございましたが、質問等ございますか。よろしいですか。

面田委員。

○面田委員 私も時々、中央図書館へ行ったり、地元にある図書館へ行ったりするのですが、中央図書館はいつも大勢の人が大変静かに、図書館だなという雰囲気を読書をしている

ことに関しては、大変ありがたいなど、利用が十分されているなど思いました。地域図書館とはちょっと空気が違うというような感じは行くたびに思うのですけれども、また地域の図書館は図書館で入りやすい図書館ということで、それはそれで地元のニーズにこたえているなどというふうに思いました。さまざまな取組をやってくださっていて、そして大事なのはPRかなというふうに思うのです。今年の中にも、今までもやっていたけれども、子ども読書の日に向けての記念行事をするという取組が出ています。ぜひこれが成功するように私どもも協力をしたいなど思っております。楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

**○委員長** ほかに。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 私も、葛飾区の子どもの読書活動における推進は、年々大変充実しているのではないかとこのように思っております。特に中央図書館をはじめ、地区図書館、それから、最近になりまして、学校の図書館も大変整備されて、子どもたちが読みたくなるような環境をつくっていただいております。それには、図書館司書を入れたり、あるいはさまざまな活動をしていただいたおかげではないかと思えます。あとは、子どもたちにどれだけ本を読んでもらえるかということがこれからの勝負どころではないかと思えますが、それには、この計画にありますように、この計画を推進することによって充実した図書を活用してもらえる子どもたちがふえてくるのではないかとこのように期待するところであります。これからもこの計画を推進する過程で、教育委員会としてもやれることは何でもやっていくというような形でお願いできればというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

**○委員長** ほかににはよろしいですか。

それでは、報告事項等8は了承といたします。

続きまして、報告事項等9「区政代表質問・一般質問要旨（平成23年区議会第1回定例会）」のご報告をお願いいたします。

教育次長。

**○教育次長** それでは、お手元の「区政代表質問・一般質問要旨」をご覧いただきたいと思えます。

今回、代表質問については全体として5人の委員さんからご意見をいただいております。そのうちお2人から教育委員会についてのご質問です。一般質問については、9人のうちの5人の議員さんからご質問をいただいております。

それでは、3枚ほどおめくりいただきますと個別のものがございます。ご覧いただきたいと思えます。概要ということでお話をさせていただきます。

まず、代表質問でございます。

公明党の牛山議員からのご質問でございます。実施計画で定めている学校改築の計画事業を

現行のまま進めるのかどうかというご質問でございます。

現在の中期実施計画の計画事業として学校施設の改築というのがございます。その改築事業の1番目として中青戸小学校があるわけでございます。こちらにつきましては、平成23年度に実施設計、24年度から建築工事に着手するというように考えております。これ以外に、中期実施計画では、体育館・プールの改築を1カ所、小中一貫教育校の改築を1校、中学校の改築を1校ということで載せられてございます。これについては極めて厳しい財政状況がございますので、先送りの判断がなされたものでございます。今後については、建築年次の古い校舎を15校程度選定して老朽度などの実態調査を実施した上で、新しい基本計画の中に計画事業として位置づけてまいりたいというように考えてございます。

次でございます。教育施設整備積立基金があるけれども、その準備状況と計画との整合性がとられているかどうかというご質問でございます。

この基金でございますけれども、学校施設の改築などのために積み立てているものでございます。その現在高については約350億円ということになる見込みでございます。次のページでございますが、実際に改築に使う場合は、1校当たり30億円から40億円の経費がかかるというふうに見込んでおまして、改築の経費の3分の1程度を基金から充当すると想定しますと、およそ30校分であろうということ、それでは十分というふうには考えておりませんので、今後さらなる基金の積み立てが必要であると考えておりますというふうにいたしました。

次、3番目の質問です。長寿命化のための外壁塗装や給排水設備の更新など、計画的に維持補修を行っていく必要がある。これらについても基本計画に盛り込んでいく必要があると考えますがということでございます。改築は限度がございますので、それをしない、改築に至らない学校については、施設を長持ちさせるための対応が必要だろうということ、これについても基本計画の中に入れるべきではないかというご質問でございます。

学校の維持保全につきましては、屋上防水、外壁改修、校庭整備、プール改修、給排水管など、そういったものを、今までも限られた予算がございますので、その中で実施してきたということでございます。小・中学校のすべてを改築するまでには相当長い期間がかかりますので、この間の良好な教育環境の確保のためには適正な維持補修が必要であるということ、新しい基本計画の中にこれについても位置づけてまいりたいというふうに教育委員会としては考えていますというふうにいたしております。

**○委員長** 教育振興担当部長。

**○教育振興担当部長** 同じく牛山議員からでございます。学校教育総合システムについてのお尋ねでございます。一つ目が、校務システムは具体的にどのような業務ができるようになるのかというお尋ねです。

校務システムは二つのエリアで教員の校務事務をサポートしていきます。まず一つは、校務



支援システムでございます。子どもたちの出席状況、学習状況、成績などについての情報を一元管理することができ、通知表や指導要録、出席簿、進学関係の書式などをシステムにより作成することができる。二つ目はポータルサイトでございます。全校の教員がリアルタイムに情報の交換・共有ができる連絡掲示板、学校・教員のスケジュール管理、電子データの共有、教員へのメールアドレスの付与、こういったことなど、校務事務を支援するツールが導入されております。

二つ目でございますが、システムの導入効果についてでございます。その可能性についてお聞かせくださいというお尋ねです。

導入効果ですが、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、学校・教員間での情報の交換・共有がリアルタイムにできます。すべての教員が同じ情報を共有し、子どもたちの指導を進めることができます。授業での教材作成にこのシステムを活用することによって、ICT活用が充実していくことが期待されております。

また、システムの将来の可能性についてでございます。将来、このシステムにCMS——「コンテンツ・マネジメント・システム」と呼んでおりますが、これを追加構築することで、広く地域や保護者にも学校の取組をインターネットを介して容易に発信することが可能となります。教員が作成した教材などをCMSの活用によって広く公開することが可能性として期待されますということでございます。

3番目ですが、システム導入のねらいである「子どもたちと向き合う」との最大の効果を最大限発揮されるようにするために、どのような手だてを講じていくのかというお尋ねでございます。

すべての教員が十分に理解できるようにするために、システムの効果的活用についての研修を充実させてまいります。本年度は、すべての校長・副校長に対して実施をいたしました。これについて、各校3名ずつの代表者を集めた研修を実施しております。来年度23年度はシステムの支援員を配置しまして、各学校への訪問研修、定期的な巡回支援、電話での質問、ヘルプデスクなどを開設していく予定であります。

以上でございます。

**○教育次長** 続いて、区民会議の池田議員からのご質問でございます。先ほどの牛山議員と同様でございますが、基金が既に350億円ほど積み立てられているのだから、早期に改修計画をつくり、校舎改築を進めるべきであるというご質問でございます。

答弁の内容は同じでございますが、一番下の段、極めて厳しい財政状況に直面する中で、今回、先送りの判断がなされたということでございます。今後、調査を行った上で、基本計画・実施計画の中に位置づけて着実に推進してまいりたいと答弁いたしました。

**○教育振興担当部長** 続きまして、自民党の安西議員からでございます。学力向上対策につい

てということで、1点目です。外部人材の活用により学力向上の成果がどのように上がったのかということでございます。

学力向上の成果といたしましては、ある小学校では、確かな学力の定着度調査の算数の達成率の結果が前年比でプラス3.7ポイント上昇、意識調査においても、「算数を好き」と答えた回答が前年比プラス3.2ポイント向上した。また、ある中学では、学習支援講師が継続的に実施したことによって学期末のテストで大幅に上昇したという例があると聞いております。また、学習支援講師以外にも、学習支援指導員、学習サポーター、クラスサポーターなどの外部人材の配置によって、結果的に学力向上につながるものと考えてございますと答弁をいたしました。

同じく、学力向上の二つ目ですが、国や都が実施する学力調査を全校実施することが有効である、さらに、到達目標を具体的に明確に設定することが必要であるというお尋ねでございます。

葛飾区では、「確かな学力の定着度調査」を重点に置いて進めており、国や東京都が実施する学力調査については、これに協力をし、結果を参考にするという形で行っております。学力調査における本来の目的は、他団体や他校との相対的な比較をして順位を競うのではなく、児童・生徒の学力の定着状況を分析・把握して授業改善を図り、児童・生徒に還元していくものであるというふうに答弁をいたしました。

学力向上の3番目ですが、教員系行政職の積極的登用を通して、ビジョンを強力に推進する管理体制の強化が必要であるのではないかとのお尋ねです。

ビジョンに掲げる教育施策を推進するためには、教員系行政職としての資質をさらに向上させ、指導室長を中心とした体制をより強化する必要がある、今後とも教員系行政職の積極的な確保に努めてまいりたいという答弁を申し上げます。

学力向上の四つ目でございます。学校教育に携わる組織を強化する必要があるのではないかと。答弁です。学力向上の取組に直接かかわる組織は指導室であります。ヒト・モノ・施設・教育内容といった機能別に各課で業務分担をして教育行政を進めております。今後も組織が機能的に活動できるように、必要に応じて組織改正なども検討してまいりたいという答弁でございます。

安西議員の二つ目、武道の必修化に関連してのお尋ねが幾つかございました。

まず1点目ですが、柔道で事故についてどのように認識をし、事故防止の方策を検討しているのかというお尋ねでございます。もう一つは、都道府県教育委員会では武道の必修化で柔道を指導する体育教員の多くに、柔道競技歴が乏しいとして、指導者講習会を実施していると聞きますが、中学校の保健体育教師に対してどのような実技研修が計画されているのか、まとめて答弁をさせていただきます。これまで柔道の実技指導講習会、また実技指導中の安全指導をこれまで行ってまいりました。今後とも全日本柔道連盟が発行する冊子『柔道の安全指導』を活用して、

柔道における事故防止について徹底を図ってまいります。

引き続き、同じく武道でございます。武道の授業の中に地域の指導者の参加を求めているかがかというお尋ねです。

地域の外部人材の活用を図ることも大事な視点であると考えますので、地域の指導者の活用についても検討してまいりたいと考えます。

それから、武道のことです。武道の必修化に対応して上平井中に武道場が誕生するが、他校では体育館での授業となり、来年度予算案においてどのような対応をされるのかというお尋ねです。

柔道につきましては、22年度までに全校に畳を配備し、また、剣道については防具等を計画的に配備するなど、武道を安全かつ円滑に推進できる環境を整えてまいりますというお答えをしたところでございます。

引き続き、区民会議の大高議員からのお尋ねです。スクールソーシャルワーカーの導入について幾つか質問がございました。まず、スクールソーシャルワーカーの導入の経緯、ワーカー選定と組織について、チームづくりについて、スクールソーシャルワーカーの増員・増設について、この四つをまとめて答弁をさせていただきます。

導入の経緯ですが、葛飾区の児童・生徒の問題行動の背景には、環境、友人関係など、児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているというケースが増えている。社会福祉士の分野から専門的に対応していくことが求められている。そうしたことから、児童・生徒の課題解決を図るためにスクールソーシャルワーカーを導入することとしたものです。これまでもサポートチームを編成し、対応してきたところですが、これからはスクールソーシャルワーカーもそのチームの一員に加わって役割分担を明確にしていく。それから、採用に当たっては、専門性や人間性を重視し、チームとして組織的な動きができる人材を確保できるよう努力してまいります。その成果を検証する中で、今後の増配置についても検討してまいりたい。

同じく、スクールソーシャルワーカーですが、貧困や生活保護家庭のケースに関して、SSW（スクールソーシャルワーカー）のかかわりや対策はどのようにイメージされているのか、学習支援組織や塾などとの連携をとるべきと考えるがどうかということです。

子ども家庭支援センターや福祉部署と連携を図り、学校や関係機関とのネットワークづくりや学習支援組織や塾との連携についても、スクールソーシャルワーカーがコーディネーターとしての役割を果たしていくことが大切であると考えています。

最後ですが、これを機に、虐待相談等、メールでの受付を始めるべきではないかというお尋ねです。

児童・生徒から声を拾い上げる一つとして、当事者からのファーストコンタクトを重視したメール相談についても今後検討してまいります。

以上でございます。

**○教育次長** 続いて、共産党・三小田議員からのご質問でございます。学校選択制についてということで、PTA連合会から学校選択制の廃止・見直しの要望がだされたが、どのように受けとめたかということと、学校選択制の再検討のための委員会を立ち上げるべきと思うかどうかというご質問です。

学校選択制の要望というのは、予算に向けた要望の中の一つの項目であるというふうに思いますということと、その内容は、各学校のPTAから出された意見・要望をそのまま整理して記載したものであるということと、学校選択制についてPTAの中でもさまざまな意見があります。17年には学校選択制検討小委員会を立ち上げて検証を行った結果、制度自体は存続することとし、個々の問題点については改善を図っていくという結論に至った。現在においても、学校選択制については有効な制度として機能しており、改善を加えながら実施していくことが最も適切であると考えていますということと、PTA連合会とは今後とも建設的な意見交換をしてみたいと考えておりますということをお知らせしました。

**○教育振興担当部長** 同じく、教育現場の実態についてということで、まず、教職員がオーバーワークになっている、その勤務実態について調査すべきと思うかどうかというお尋ねでございます。

勤務実態の把握につきましては、これまで校長、副校長を通じて状況を把握したり、指導主事などが学校現場を訪問して把握をしたりしてございますという答弁でございます。

同じく、ビジョンの数値目標での点検、あるいは集計のあり方について検証すべきではないかというお尋ねです。

ビジョン実現のためには、取組状況の点検や集計は必要であり、引き続き実施をしてみたいという答弁でございます。

**○教育次長** 三小田議員の最後の質問です。少人数学級についてということで、少人数学級についてはどのように認識しているかということと、来年度から予定している小学校1年生の35人学級についてはどうかと。

今現在開会中の通常国会に改正案が提出されているところであって、本区としては、普通教室の確保など、区としてあらかじめ準備ができるものについては必要な対応をしているところでございます。教員の配置についてはまだ不確定な部分があります。35人学級は、児童・生徒にきめ細かな対応ができるというメリットがある一方で、20人を下回るクラス編制が生じた場合には、児童・生徒の社会性を育む上で支障が生じるとの考え方もあって、今後十分に配慮すべき課題であると考えています。今後、国会で審議される内容を見守りながら適切な対応をしてみたいという答弁をいたしました。

続いて、公明党の向江議員からのご質問です。「国民読書年」についてのイベントと成果とい

うご質問でございます。

最後の行でございますけれども、本区の図書館でも「絵本かるた」や図書館クイズ、「十代が大人に、大人が十代にすすめる本」などのイベント、本の作者による記念講演やビジネスセミナー、さらには街頭での「ブックトーク」といった記念行事等々を行って、約1,240人という参加がございました。成果としては、借りた方、借りられた本の冊数については大幅な増加になっております。

続いての質問で、セカンドブック事業の実施を強く望みますということでございます。

セカンドブックは先ほどの子ども読書の計画の中にも入っております。内容の説明はちょっと省略させていただきまして、次のページでございます。セカンドブックについては、読書の習慣を身につけていくために有効な方法でありまして、先ほどご説明いたしました策定作業を行っている計画の中に盛り込み、取り組んでいく方向で検討してまいりたいという答弁であります。

**○教育振興担当部長** 教育関連の最後の質問者でございます民主党の佐藤議員からでございます。小・中学校の外部人材についてということで何点かお尋ねがございました。

まず最初に、外部人材の活用により学力向上を図るためには、教科や勤務時間の調整など課題が考えられるが区の見解を伺うということでございます。

答弁ですが、学力の確実な定着を図るためには、学習サポーターの果たす役割は大きい。それから、23年度からは、サポーターについては週25時間の勤務時間とし、土曜日授業にも勤務できるようにしております。非常勤職員としての勤務条件の中で学力向上が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

続いて、学習支援講師についてでございます。授業での活用はもとより、放課後の補習で活用するなど、多様な見解を図る必要があると思うがどうか。

答弁でございます。学習支援講師は各学校において実態を踏まえた上で配置をする学年や、配置時数を工夫し、活用をしております。23年度は、土曜日授業についても勤務できるように対応しております。勤務時間外においても放課後の「葛飾学習チャレンジ教室」などで活用を図っておりますという答弁でございます。

外部人材の三つ目でございますが、より効果的に活用するためには研修体制を整備する必要が不可欠であるとするが、現状の外部人材のための研修体系がどうなっているのか。また、保護者から意見聴取をし、個別指導に生かすべきと考えるがどうか。

答弁でございます。外部人材対象の研修については、職場内のOJTとして実施しております。今後は職場外で行う研修についても検討してまいりたいと考えております。また、児童・生徒の状況や保護者の考えを受けとめて、個別指導に生かすよう指導助言を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等9は了承とさせていただきます。

ここで、教育委員の皆さん、何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、「その他」に入ります。

庶務課長、一括してお願いいたします。

○庶務課長 まず、1の「資料配付」でございます。今回はございません。

2の「出席依頼」につきましてもございません。

次回の教育委員会でございます。3月31日木曜日、開会は午前11時からとなりますので、お間違えのないようにお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で第3回定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 12時15分